

令和 3年 11月 1日

## 株式会社安芸建設コンサルタント 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 11月 1日～令和 8年 10月 31日

2. 内容

子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境を整備する。

目標 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく諸制度の周知

<対策>

- 令和 3年 11月～ 育児・介護休業法 改正ポイントの案内（厚生労働省のパンフレット等）を職員に回覧し、内容を周知する
- 令和 3年 12月～ 社内での検討開始
- 令和 4年 2月～ 役職員全員にメール、又は社内回覧による周知

働き方の見直しに資する多様な労働条件を整備する

目標 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

- 令和 3年 11月～ 有給休暇取得状況を把握し、子どもの学校休業日等に取得できるよう、来年度始期前に休暇取得希望時期を聴取して取得計画の作成をする。また、緊急看護のための休暇取得（時間単位の有給休暇）ができるよう制度の見直しを図り社員に周知する。
- 令和 3年 11月～ My ホリデー（本人や家族の誕生日、結婚記念日等のメモリアルデー等）の休暇取得の促進

次世代育成支援対策に関する事項

目標 子どもを交通事故から守る活動の実施

- 令和 3年 11月～ 業務に使用する自動車の運転者に対する交通安全教育の実施
- 令和 4年 4月～ 社員が居住の地域の交通安全活動に積極的に参加することを推進、支援する等の措置を実施する